

東京都

目 次

-------(生活文化局計量検定所管理指導課)…

○東京都計量受託検査条例施行規則の一部を改正する規則………………

規

則

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則………(福祉保健局生活福祉部保護課)… 五 -------(福祉保健局医療政策部医療人材課)… 三

○東京都職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正…………(総務局人事部人事課)…|○

示

○都市計画の変更……………………………(都市整備局都市基盤部街路計画課)…|○

○都営住宅の使用料の変更……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)…|| ○都営住宅の名称、位置、使用料等……………………………………………………(同)… |四

…………(環境局環境改善部化学物質対策課)

○森林法第百八十九条の掲示…………………(産業労働局農林水産部森林課)…|七 ○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除………………

○都道の供用開始……………………………………(建設局道路管理部路政課)…|八

1

○東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例による適正化区域及び重点適正化 ○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定………………(同)… 区域の指定……………… ------(建設局河川部指導調整課)--三

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定…(建設局道路管理部監察指導課)…|○

○河川区域内の土地に捨て、 又は放置してはならないものの指定…………(同)…三

○港湾施設の供用再開……………………………(港湾局港湾経営部経営課)…|||

公 告

○国土調査の成果の認証…………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…||三

…………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…三

○令和三年度防火管理講習及び防災管理講習の実施………………… (東京消防庁)…三

○令和四年度危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施………………(同)…

○令和四年度自衛消防技術試験の実施………

(同)…

丟

(同)…|| 三

(同)…三豆

팯

正

○平成二十四年三月十六日付東京都告示第四百七十二号……………………………………………………………

則

規

東京都計量受託検査条例施行規則の一部を改正する規則を公布する

令和四年一月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第一号

) :: | |

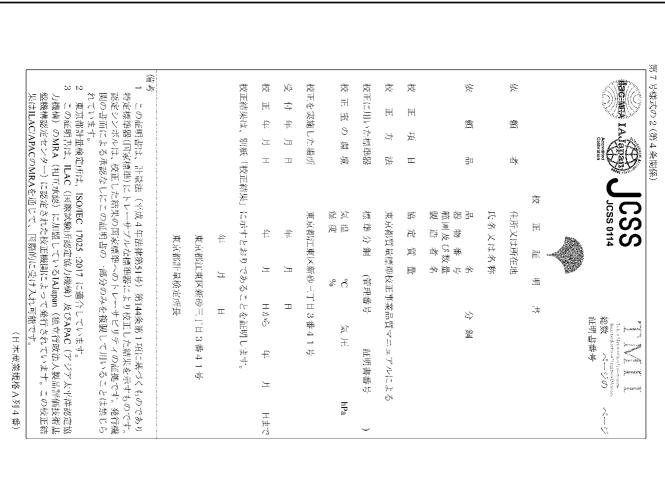
東京都計量受託検査条例施行規則の一部を改正する規則

東京都計量受託検査条例施行規則 (昭和五十三年東京都規則第百八十四号) の一部を

次のように改正する。

) ::: | |

別記第七号様式の二及び別紙様式を次のように改める。





3 別表(第六条、第六条の二、第十一条、第十一条の二、第十三条関係) 授業」に改める。 ●東京都規則第二号 に改正する。 第十一条第三項中「五分の一」を「四分の一」に改める。 第六条の二第二号中「四十五時間の実習」を「三十時間から四十五時間までの範囲の 別表を次のように改める。 第十一条の二第二項中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。 東京都立看護専門学校学則(昭和四十六年東京都規則第七十三号)の一部を次のよう 分野 分 基 野 礎 令和四年一月三十一日 東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則 生 月 間と 健康 人間と 理解 人間の 領域 物理学 社会学 論理学 教育学 心理学 家族論 運動と健康 心の健康 哲学 文化人類学 科目 東京都知事 単位数 小 <u>二</u> 五 <u>五</u> (110)<u>五</u> <u>五</u> (100)(0)(0)()() Ŧi. 池 (時間数)

	Д												kr±i	. ,				į	分基野礎		ll'				
	活	人間と											康	人間と					解	人間の	基礎分野				
医療と法律	医療と倫理	社会保障と社会福祉	公衆衛生	これからの医療	食事療法とリハビリテーション	薬理学	疾病と治療Ⅱ	疾病と治療V	疾病と治療Ⅳ	疾病と治療Ⅲ	疾病と治療Ⅱ	疾病と治療I	感染症と微生物	疾病の発生と病理的変化	生化学	形態機能学V	形態機能学Ⅳ	形態機能学Ⅲ	形態機能学Ⅱ	形態機能学Ⅰ	小計	パフォーマンス論	英会話	コミュニケーション論	情報科学
一	一五	1 (1110)	一	一	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	一四(三一五)	一五五	1 (1110)	五	1 (1110)

附

この規則は、

則

公布の日から施行する。

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則を公布する。

百 合子

記台		地域・六					護論	在完全	地域・	基礎看護学												専門 基礎看	基礎分野・専門	専門基礎分野	
支える看護生命の危機状況にある人の生きているを	成人看護学概論	在宅看護論 小計	在宅看護の展開	ケアマネジメント	在宅看護技術	対域・在年でのその人がしい著作しを表	・主宅でのその人う	・在宅看護既論	域	護学 小計	クオリティ看護論Ⅲ	クオリティ看護論Ⅱ	クオリティ看護論I	診療の補助技術	看護倫理	人間関係成立の技術	生活援助論Ⅲ	生活援助論Ⅱ	生活援助論I	ヘルスアセスメント論	看護理論	看護学概論	専門基礎分野 計	慶分野 小計	医療と経済
1 (110)	1 (1110)	六 (1:10)	一 (五)	一	1 (1110)	=======================================			五 元	111 (1111110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (110)	一	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	1 (1110)	一 <u>元</u> <u>新</u> .	1 (110)	三六(九〇〇)	二二(五八五)	- - - - - -
	護学	- 精神 看	母性看			護学	母性看	小児看				護学	小児看	老年看				護学	老年看	成人看					
精神の障害とともに地域で暮らすを支え精神の障害とともに生きるを支える看護	護学 精神に障害がある人を支える看護の基本	精神看護学概論	母性看護学 小計	生命の育みを支える看護の展開	褥婦・新生児の生命の育みを支える看護	護学 妊婦・産婦の生命の育みを支える看護	母性看 母性看護学概論	小児看護学 小計	子供の成長発達を支える看護	子供の健康状態に応じた看護	龍	選学 子供のヘルスプロモーションを支える看	小児看 子供の成長発達と看護	老年看護学 小計	える看護	認知機能が低下した高齢者の暮らすを支	高齢者の生きるを支える看護		年丨	成人看護学 小計	その人らしく生きるを支える看護	看護 生活機能障害のある人の暮らすを支える	病とともに着らすを支える看護	護	言術を受ける人の生活でいくを予える者

注

校長は、本表に掲げる科目のほか必要とする課外授業を行うことができる。

		101	- 0	↓₩隹□	- /				<u> </u>	<u>۱۱۰</u>	ЧР		TIX	•							- (/	1	307	•
総合計	専門分野																							
İΪ		臨地実習										習	臨地実	専門分野講義	看護の対					j	実統合と	看護の	精神看護学	
	計	省 小計	看護の統合実習	生命の育みを支える看護実習	成長発達を支える看護実習	その人らしさを支える看護実習Ⅳ	その人らしさを支える看護実習Ⅲ	その人らしさを支える看護実習Ⅱ	その人らしさを支える看護実習Ⅰ	地域での暮らしを支える看護実習	その人らしさを考える看護実習	看護の基礎実習Ⅱ	看護の基礎実習Ⅰ	對講義 小計	看護の統合と実践 小計	地域特性と看護	臨床看護の実践	災害看護・国際看護	医療安全と看護Ⅱ	医療安全と看護I	看護マネジメントとキャリア論Ⅱ	看護マネジメントとキャリア論I	護学 小計	る看護
一〇六(三、〇一五)	七〇(三、一一五)	二三 (九三〇)	三(九〇)	二(九〇)	二(九〇)	二(九〇)	二(九〇)	二(九〇)	二(九〇)	二(九〇)	二(九〇)	三(九〇)	1 (1110)	四七 (一、一八五)	七(二三五)	五	1 (1110)	1 (1110)	一五	一	一	一	四 (一 () 五 ()	
	別記第三号様式及び第四号様式を次のように改める。	る。	第一条第一項中「第五十五条の七第一項」の下に「、第五十五条の八第一項」を加え	する。	生活保護法施行細則(昭和四十二年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	į		令和四年一月三十一日	生舌呆蒦去奄亍刑則の一部を攻圧する見則を公布する。	र - च्य	は上、一、当該利目に村当する科目を改正符の規則別表の規定に基づき層値したものとみ	育を主	これ。月月そり乱いずに最終して計一で行っていまり、日本で月になっています。 東別表の規定の適用を受ける在学者が、この規則による改正前の東京都立看護専門学		3 在学者のうち申出をしたものについては、前項の規定にかかわらず、改正後の規則	(以下「在学者」という。)については、なお従前の例による。	令和四年三月三十一日現在において在籍し、同年四月一日以降引き続き在籍する者	う。)第六条の二及び別表の規定は、令和四年度以降に入学する者について適用し、	2 この規則による改正後の東京都立看護専門学校学則(以下「改正後の規則」とい	(経過措置)	1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。	(施行期日)	附則

生和No.3 (H本	記錄	萨 获	一	本人支払額	扶助決定額	内 内 (第· 木楠宗) 訳 斧 (美母莊宗) (特別(教(教		認定額		収入認定	発薬数 学・弁・弁・チ・チ・チ	半 学校基本 学校基本	本 通子質 総付金	本 数 一 数 本 数 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	住宅基準			氏名 (年齢)]	保護 (開始・変更・ 宛先 □ 受給者	ケース番号	(保護・開始・変更・停止・廃止)
(日本産業規格4列4番)			X	選		京都宗) 	控除		177	路路	¥	額			4年 (42)	般	加算				ł –	(保護・開始・変更・停
)					生活扶助										熊 図						世帯主名	止・廃止)
					住宅扶助															に 日じ 一		
					教育扶助										実際家賃					口水の街(住所	
											+				Total					*		
					生業扶助						\prod				調整家賃					先信有		
					±± □>													計名		福化事務所以		
																						<u> </u>
	牛細心			1							1											
	生網No. 4 (日本応																					
	生細No.4 (日本院業規格A列4縣)																					

別記第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

第9号様式(第2条関係)

					保護中請書受理論	舞							頁
	☆書収令			26:184 /EF	****		処理	状況					
文書収受年月日	文書収受 番 号	指導員受理年月日	担当員受理年月日	新規変 更の別	申請者氏名	開始	変更	却下	その他	起案年月日	決裁年月日	施行年月日	摘要
								_					

生細No.9 (月本産業規格A列4番)

(第17507号) 東 京 都 公 報 令和4年1月31日(月曜日) 8 別記第十七号様式俵を次のように改める。 第17号様式(第5条関係) (光蔵事項) (1) この状 (2) すまい (3) 保護の 月安 | あなたが介護サー1 月分 | 円 月分 | 円 月分 | 円 徭度 種類 伴され幾めた 生活保護法による保護を次のとおり 保護種類・程度及び方法 この通知が申請受理後14日を経過したわけ おかねをうけるところ おかねをうけるとき すまい、収入、家族の人員その他生計に変動があったらすべ届けてください。 尿臓の関始の目から国民権限保験は役えなくなりますから同样後期に保険混を届けてください。 この決定に不服があるとあに行うことがわめる海査論表についての説明は、この通知群の限点に記憶してあります。 あなたの世帯 の保護の基準 住宅扶助 (すまいのため) (のまかね) - ビス事業者等に払わなければならないおかね 月分以降 円 (事業者名 日 月分以降 円 (事業者名 日 月分以降 円 (事業者名 日 日分以降 円 (事業者名 浴 保護開始 教育状則 (数年のため (の ま か ね) 月 月 月 以 降 こんどは 生業扶助 (海教等のため) (のおかね) (変更) (表) Э したので通知します。 EEE 介護快助 ^{介護サービスを} うけるため っ お か お 東京都 決定通知書 収入とした 뾍炉した籤 П (この次からは毎月 福祉事務所 (支片) 長 ·時長助等 月 月 月以降 第年 Ш 1111 믤 中神 田田三 別記第十八号様式俵を次のように改める。 第18号様式 (第5条関係) 先丝No. 18 廃止・停止の興山 停止する期間 保護を次のとおり (日本深製規格A列4番) した保護の種類 Ш 2 田市 胀 ÷ Ĥ したので通知します。 \vdash Ы

この次位に不服があるときに行うことがたきる維査論束についての説明は、集画に記載してあります。 保護廃止(停止)決定通知書 生活状助・住宅状助・教育状助・介護状助・医療状助・その他 **歩により、決定通知した生活保護法による** # 福祉事務所 (支庁) 艮 能作 m Ú

角型

(生年月日

併

П

#

Ш

要保護者又は被保護者であった名

戸籍の附票

ăí 漸

除籍謄本 改製原戸籍謄本

⊯ 涶

住民票

嶣

戸籍勝本

戝

 $\overrightarrow{\mathbb{H}}$

퐈

 \rightarrow

雒

筆頭者氏名

湾

芝

瘇

Ĵή

*

転쬵等をしている場合には、その経過が分かる戸쬵等も交付願います。 回答は 年 月 日までにお願いします。

生細No. 20-4

(日本産業規格A列4番)

別記第 に改める。

新 20	計第一
年90号の4様式	-
森	号の
()27%	լյլ
(盆7冬盟体	様式
<u>"</u>	を次の
	のよ
	ように
	13

戸籍謄本等の無料交付について(依頼)

このことについて、生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので(生活保護申請者の親族(配偶者・父母・兄弟・子)把握のため)、法第29条の規定に基づき、下記の者の戸籍謄本等の交付をお願いいたします。
なお、本人が新戸籍を編成されている時には、徒前の戸籍謄本(あるいは除籍謄本)及び戸籍の附票もあわせて交付顧います。

빨

東京都

加

福祉事務所 (支庁)

资

徭 併 Ш 正动

第22号様式(第9条関係)

	支給				生活保護費	支給明細書	i				頁
ケース番号	世帯主氏名 世帯員氏名	生活挟助費	住宅挟助費	教育扶助費	生業挟助費	·時挟助費	支払合計額	本人支払額	施設事務費	支払区分	備名
	世帯計										
	合 計										
	総合計										

生細No. 22 (日本産業規格A列4番)

別記第二十二号様式を次のように改める。

第

一条中「

(以下「職員等」という。)」を削り、

東京都知事

小

池

百

合

子

「分限等に関する処分」を「分限

のように改正する。

令和四年一月三十一日

東京都職員懲戒分限審查委員会規程

(平成二十九年東京都訓令第二十号)

の一部を次

 \equiv

関係図書の縦覧

場所

労 収 事 支 庁

働 用

委 委

員

会

事

務

局

令和四年一月三十一日

東京都知事

小

池

百

合

子

に供する。

おいて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧

八条第一項の規定により八王子都市計画道路を変更したので、

同法第二十一条第二項に

(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十

●東京都告示第九十三号

告

示

都市計画法

同項に次の一号を加える。

Ŧī.

その他知事が必要と認める事項

第二条第一項中「職員等に対する」を削り、

「掲げる処分」を「掲げる事項」に改め、

に関する処分等」に改める

この規則は、 附 則 公布の日から施行する。

東京都訓令第一号

訓 令

中

般

業

員 会 事 務 局

所 庁

四号左入美山 三・三・七十

都市計画

『の種類

都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画

追加する部分

川口町及び西寺方町各地内八王子市谷野町、みつい台 二丁貝、

みつい台二丁目、

犬目町、

削除する部分

八王子市谷野町、 犬目町、 川口町及び西寺方町各地内

変更する部分

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 寺方町及び美山町各地内八王子市左入町、滝山町 (東京都庁第二本

貞

谷野町、

犬目

町 Ш

П

町

西

庁舎十二階北側

●東京都告示第九十四号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。 以下「法」という。 第四十二条第 項

第五号の規定により、 次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、 東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月三十一**日**

東京都多摩建築指導事務所長 浅

指定年月日 路の位置指定に係る道

路の種類指定に係る道

幅員(単位メ路の延長及び

勉

井

指定に係る道

| トル)

五丁目九十三 狛江市中和泉 延長

番二十五、同

道路の規定による

第一項第五号

法第四十二条

月十九日 年和四年

四 · ○ ○

同番二十九の 番二十六及び

各一部

三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

●東京都告示第九十五号

第三項の規定により告示する。 ように変更し、令和四年二月一日から実施するので、同条 令和四年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

秫 類	構 造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5-8	33. 6	1	28, 200	49, 800
·般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート (2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36, 900	69, 200
般都営	高層耐火	南青山 一丁 「アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	39, 900	181, 500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42. 2	1	40, 900	78, 800
·般都営	高層耐火	港南四丁目アパート (2号棟)	港区港南4-5	42. 2	1	39, 400	91, 100
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート(26号棟)	港区赤坂5-5	51, 2	- 1	50, 300	175, 000
一般都當	中層耐火	戸山ハイツアパート(22号棟)	新宿区戸山2-22	38. 8	2	32, 700	68, 600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (3号棟)	新宿区戸山2-3	41.0	1	34, 100	78, 400
般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2-30	40. 1	1	33, 800	77, 000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (4号棟)	新宿区戸山2-1	38. 3	1	32, 500	68, 300
-般都営	高層耐火	」「山ハイツアパート (35号棟)	新宿区) i 12-35	40. 1	1	34, 200	72, 900
般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34. 4	4	29, 200	46, 200
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55. 9	1	40, 600	71, 700
-般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート(15号棟)	江東区大島5-17	55. 9	2	47, 200	67, 800
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート (1号棟)	江東区亀戸6-54	32. 6	1	25, 200	35, 400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁日アパート(42号棟)	江東区辰巳1-8	36. 6	1	28, 600	49, 500
一般都営	中層耐火	辰巳一丁日アパート(68号棟)	江東区辰巳1-10	36. 6	1	28, 600	49, 500
一般都営	中層耐火	東砂七丁日第2アパート(3号棟)	江東区東砂7-16	51.0	1	41, 600	66, 200
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート (2号棟)	江東区大島8-42	33. 7	1	25, 700	31, 200
-般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37. 8	1	30, 500	39, 200
般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (3号棟)	江東区東砂2-13	37. 9	2	29, 800	49, 500
·般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(11号棟)	江東区東砂2-13	37. 9	1	29, 800	49, 500
-般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (19号棟)	江東区東砂2-13	33. 4	1	26, 200	38, 900
一般都営	高層耐火	東砂 1丁目アパート (21号棟)	江東区東砂2-13	37. 9	1	29, 800	49, 500
般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)	江東区東砂2-13	34. 4	1	27, 000	45, 700
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)	江東区東陽3-22	37. 9	1	30, 700	37, 200
·般都営	高層耐火	南砂・丁目アパート(7号棟)	江東区南砂1-1	42. 2	4	33, 800	47, 900
一般都営	高層耐火	北砂一丁日第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39. 5	1	31,600	51,000
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)	江東区南砂5-1	55. 9	1	46, 900	87, 700
一般都営	高層耐火	塩浜一丁日第2アパート(4号棟)	江東区塩浜1-3	51. 2	1	43, 700	76, 700
般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート (2号棟)	江東区亀) 19-33	51, 2	2	42, 600	65, 900
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34. 4	2	30, 100	70,000

	-			I	I	Ι		1
禾	羝	建 进	名称	 位	規模	戸数	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ	近傍同種の住宅の家賃(円、
741	754	187 20	AT WI		(平方メートル)	(戸)	れる使用料(円、月額/戸)	月額/戸)
—般:	都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (1号棟)	品川区八潮5-1	59. 6	1	52, 300	92, 900
・般	都営	中層耐火	八潮五丁目アパート (5号棟)	品川区八潮5-1	62. 1	1	54, 400	85, 200
·般:	都営	高層耐火	八潮五丁日アパート (60号棟)	品川区八潮5-10	59. 6	1	52, 500	95, 200
一般	都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート(2号棟)	大田区大森西3-10	51, 2	1	43, 100	71, 200
·般:	都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート (1号棟)	大田区大森西3-9	51.0	1	43, 100	78, 800
一般	都営	高層耐火	矢口 二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36, 5	I	28, 800	38,000
一般	都営	高層耐火	東糀谷五丁日アパート (14号棟)	大田区東糀谷5-17	51. 2	1	42, 300	64, 700
一般	都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (2号棟)	大田区大森東1-31	59, 6	2	49, 900	81, 900
-般:	都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(20号棟)	世田谷区八幡山3-9	55. 9	1	46, 400	94, 200
一般	都當	中層耐火	新町二丁目アパート (1号棟)	世田谷区新町2-23	59. 6	1	50, 700	106, 700
-般:	都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート(1号棟)	世田谷区桜丘2-4	48. 1	1	40, 200	81,000
-般:	都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート (2号棟)	世田谷区弦卷5-3	39. 0	1	30, 900	69, 300
一般	都営	中層耐火	幡ヶ谷 二丁目第2アパート (56-5号棟)	渋谷区幡ケ谷2-56	38. 7	1	33, 200	51, 800
-般:	都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-6号棟)	渋谷区幡ケ谷2-56	38. 7	1	33, 200	51, 800
一般	都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)	中野区丸山2-24	40. 2	1	29, 100	54, 100
一般	都営	高層耐火	井草三丁日アパート (3号棟)	杉並区井草3-15	43. 9	1	33, 400	57, 000
一般	都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34. 3	1	27, 500	36, 000
-般:	都営	高層耐火	南大塚二丁川アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37. 3	1	31, 100	50, 800
一般	都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)	荒川区西尾久8-10	51. 2	1	38, 400	74, 000
-般:	都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34. 4	2	24, 400	36, 300
-般:	都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34. 4	1	24, 500	34, 700
-般	都営	中層耐火	新河岸 二丁目アパート (12号棟)	板橋区新河岸2-10	39. 0	1	28, 000	37, 300
-般:	都営	中層耐火	連根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区連根3-6	48. 1	1	37, 600	71, 300
一般	都営	中層耐火	相生町アパート (2号棟)	板橋区相生町24-2	42. 3	2	31, 700	51, 700
般	都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51. 2	1	39, 100	69, 100
一般	都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)	練馬区南田中3-31	33. 4	1	24, 300	47, 500
-般:	都営	中層耐火	南田中アパート(5号棟)	練馬区南田中3-31	33. 4	1	24, 300	47, 500
一般	都営	中層耐火	南山中アパート(44号棟)	練馬区石神井町1-1	37. 0	1	26, 700	50, 200
般	都営	中層耐火	保木間五丁目アパート (2号棟)	足立区保木間5-29	51.0	1	36, 700	61, 600
般	都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート (5号棟)	足立区中央本町5-20	48. 1	1	35, 100	62, 000
般	都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート (3号棟)	足立区西保木間3-2	36. 7	1	24, 600	37, 800
般	都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(1号棟)	足立区六月2-24	55. 9	1	40, 300	67, 400

秫 数	i 構 i	生 名	称位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(5号棟)	足立区南花畑5-15	33. 4	1	22, 200	32, 600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(6号棟)	足立区東保木間1-5	33. 4	1	22, 500	35, 100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33. 4	1	22, 500	35, 100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間4-1	37. 3	1	25, 300	41, 700
·般都営	高層耐火	上沼田第3アパート(15号棟)	足立区江北7-13	37. 9	1	25, 600	38, 300
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (3号棟)	足立区千住元町34	33, 6	2	23, 400	30, 500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (4号棟)	足立区千住元町34	33. 6	2	23, 100	30, 500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (6号棟)	足立区南花畑4-11	33. 4	1	22, 800	37, 800
-般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4	42. 0	1	28, 100	42, 000
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(2号棟)	足立区青井3-10	51.0	1	37, 200	66, 900
-般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(22号棟)	足立区南花畑5-14	60. 9	1	43, 500	69, 700
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39	55. 9	1	39, 800	67, 100
一般都常	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (4号棟)	足立区加賀2-31	55. 9	1	39, 800	65, 600
-般都営	中層耐火		葛飾区柴又1-10	51. 0	1	37, 900	67, 300
7.0 7 (4)	高層耐火	111 1111	葛飾区青戸3-8	51.2	- 1	37, 900	67, 500
	高層耐火		葛飾区亀有1-18	51. 2	1	37, 500	65, 200
一般都常	中層耐火	柴又三丁目アパート (5号棟)	葛飾区柴乂3-16	42. 3	1	30, 500	46, 300
	高層耐火	1 2 2 2 2	葛飾区西新小岩1-1	55. 9	1	42, 400	67, 800
一般都営	高層耐火		葛飾区西新小岩1-1	51. 2	1	38, 900	63, 700
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(3号棟)	葛飾区南水元1-24	59. 6	1	44, 100	76, 700
-般都営	中層耐火	江戸川中央四丁目アパート(8号棟)	江戸川区中央4-16	59. 6	1	46, 800	84, 800
一般都常	高層耐火		江戸川区平井3-4	34. 4	1	25, 300	42, 600
	高層耐火		江戸川区平井3-4	37. 9	2	27, 800	46, 900
一般都常	中層耐火	平井四丁目第3アパート(12号棟)	江戸川区平井4-27	36. 4	1	27, 900	49, 200
一般都常	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9	51. 2	1	39, 700	61, 500
	中層耐火		江戸川区平井7-18	36. 4	1	27, 100	39, 900
一般都営	高層耐火	清新町二丁Ⅱアパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55. 9	1	44, 100	77, 500
	高層耐火		江戸川区清新町2-8	55. 9	1	44, 100	77, 500
	高層耐火		江戸川区清新町2-8	55. 9	1	44, 600	84,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-5号棟)	八王子市松が谷18	51. 1	1	26, 300	42, 300
	中層耐火	1 - 111	立川市羽衣町1-5	48, 1	1	28, 800	60, 500
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)	立川市富士見町6-51	50. 9	1	28, 200	55, 900

秖	類	構造	名	称	位置	規模 (平力メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般才	都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート(16号棟)		武蔵野市吉祥寺北町4-9	55, 9	1	42, 300	92, 400
		中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(2号棟)		三鷹市下連雀7-15	55. 9	1	41, 300	86,500
·般和	都営	中層耐火	三鷹深大寺アバート (2号棟)		三鷹市深大 - 1-13	59. 6	1	44, 100	88, 200
一般	都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート (5号棟)		三鷹市上連雀6-10	55. 9	1	41, 900	88, 800
·般和	都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(2号棟)		府中市新町2-57	62. 1	1	38, 600	86, 900
一般	部営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート (2号棟)		府中市栄町1-20	55. 9	1	32, 500	72,600
一般相	を	高層耐火	調布くすのきアパート (1号棟)		調布市国領町3-8	53. 5	1	29, 800	65, 200
一般都	常常	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)		調布市国領町8-1	45, 2	1	26, 900	65, 400
-般	都営	高層耐火	調布くすのきアパート (8号棟)		調布市国領町8-1	51. 2	1	30, 500	74, 200
一般相	部當	中層耐火	町田中町三丁目アパート(3-19-38号棟)		町田市中町3-19	63. 2	1	39, 300	86, 600
-般	都営	中層耐火	成瀬アパート (3号棟)		町田市成瀬7-10	55. 9	1	30, 400	58, 300
-般	都営	中層耐火	山崎町アパート(1号棟)		町田市山崎町840	55. 9	2	29, 500	51, 200
一般	部営	中層耐火	山崎町アパート(2号棟)		町田市山崎町840	55. 9	1	29, 500	51, 200
-般	都営	中層耐火	山崎町アパート(6号棟)		町田市山崎町840	60. 9	1	32, 100	55, 700
一般都	都常	中層耐火	山崎町アパート(7号棟)		町田市山崎町840	60. 9	1	32, 100	55, 700
一般	都営	中層耐火	東村山栄町二丁日第3アパート(1号棟)		東村山市栄町2-35	55. 8	1	37, 400	74, 300
一般	部営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(3号棟)		東村山市秋津町5-1	59. 6	1	36, 100	74, 400
·般和	都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(3号棟)		西東京市北原町1-32	51. 1	1	31, 600	70, 200
一般相	常常	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート (3号棟)		西東京市芝久保町3-3	60. 2	1	37, 100	79, 300
-般	都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)		西東京市芝久保町5-4	55. 9	1	34, 000	71,500
-般	都営	中層耐火	狛江アパート (5号棟)		狛江市和泉本町4-7	37. 3	1	18, 500	46, 300
-般	都営	中層耐火	狛江アパート (13号棟)		狛江市和泉本町4-7	37. 0	1	17, 900	43, 700
-般	都営	中層耐火	狛江アパート (24号棟)		狛江市和泉本町4-7	32. 6	1	15, 800	40, 400
一般礼	部営	中層耐火	狛江アパート(38号棟)		狛江市和泉木町4-7	33. 4	1	16, 500	43, 600
-般	都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート(3号棟)		清瀬市元町2-9	51. 1	1	30, 500	64, 600
一般礼	都常	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-2号棟)		多摩市諏訪5-2	37. 7	1	17, 400	29, 900
·般和	都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-1-5号棟)		多摩市諏訪4-1	37. 7	1	17, 400	29, 900
一般	部営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-2-2号棟)		多摩市諏訪4-2	37. 7	1	17, 400	29, 900
・般	都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-5号棟)		多摩市諏訪4-3	37. 7	1	17, 400	29, 900
-般	都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(3-1-1号棟)		多摩市諏訪3-1	58. 0	1	30, 900	61,000
般	都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-1-3号棟)		多摩市貝取3-1	55. 9	1	30, 300	53, 500
·般	都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地 (2号棟)		多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35, 100	67,000

秫 为	[構 造	名 粉	位置	規模 (平力メートル)	戸数 (戸)	収人の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都常	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地 (6号棟)	多摩市鶴牧5-40	65. 5	1	37, 700	71,600
一般都包	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(11号棟)	多摩市鶴牧5-40	63. 6	1	36, 600	69, 500

(第	175	07₹])							東	京	都	公	報				令和4	年1月31日	(月曜日) 14
同右	同右	同右	同右	(2号棟) 弘道二丁目第3アパート	同右	同右	同右	同右	(13号棟) 久我山一丁目第3アパート	同右	同右	同右	(3号棟) 南馬込三丁目アパート	同右	同右	同右	同右	(2号棟) 南馬込三丁目アパート	名称	東京都営住宅条例(平成九年東:●東京都告示第九十六号
 石 	同右	同右	同右	足立区弘道二丁目二十六番	同右	同右	同右	同右	杉並区久我山一丁目三番	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	大田区南馬込三丁目二十九番	位置	(平成九年東京都条例第七十七号)第 用料並 三条第
右	同右	同右	同右	高層耐火	中層耐火	同右	同右	同右	高層耐火	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	中層耐火	構造及	用料並びに近傍同種の住宅き、一般都営住宅の名称、三条第二項並びに第十二名
五七・四平方メートル	四七・八平方メートル	四七・九平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	五七・四平方メートル	四七・八平方メートル	四七・九平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	四七・八平方メートル	四七・四平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	五七・一平方メートル	四七・八平方メートル	四七・四平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	構造及び規模	十二条第一項及び第 名称、位置、構造及 の住宅の家賃を次の
同右	八戸	七戸	同右	五. 一 戸	五戸	同右	六戸	一八戸	四三戸	四戸	七戸	六戸	同右	八戸	同右	四戸	同右	一六戸	戸 数	,
四七、二〇〇円	三九、三〇〇円	三九、四〇〇円	三三、二〇〇円	二八、四〇〇円	五〇、〇〇〇円	四一、六〇〇円	四一、七〇〇円	三五、二〇〇円	1110、100円	四五、一〇〇円	四四、七〇〇円	三八、一〇〇円	三二、六〇〇円	五三、九〇〇円	四五、一〇〇円	四四、七〇〇円	三八、一〇〇円	三二、六〇〇円	額一戸につき)の者に適用される使用料(月の者に適用される使用料(月収入の額が一三九、○○○円以下	東京都知事(小)池令和四年一月三十一日
一一九、九〇〇円	同右	100、100円	八四、四〇〇円	七二、三〇〇円	一二五、五〇〇円	同右	一〇四、八〇〇円	八八、三〇〇円	七五、六〇〇円	一〇三、六〇〇円	一〇二、四〇〇円	八七、三〇〇円	七四、八〇〇円	一二一、五〇〇円	一〇一、九〇〇円	一〇〇、九〇〇円	八五、九〇〇円	七三、六〇〇円	のき) 家賃 (月額一戸に の住宅の	水する。

15 令和4年1月31日(月曜日)	東京都公報			(貧	第17	507号)
	●東京都告示第九十七 東京都営住宅条例(東京都営住宅条例(三条第二項及び第五十 三条第二項及び第五十 三条第二項及び第五十 一百から実施するので、 一つので、 一つので、	同右	同右	同右	同右	(13号棟) 国立北三丁目第2アパート
	号	同右	同右	同右	同右	国立市北三丁目七番の十二
		高層耐火	中層耐火	同右	高層耐火	中層耐火
		四七・八平方メートル	四七・九平方メートル	四〇・四平方メートル	同右	三四・六平方メートル
		六戸	五戸	同右	六戸	一 〇 戸
		三九、七〇〇円	三九、八〇〇円	三三、六〇〇円	同右	二八、七〇〇円
		同右	一一四、〇〇〇円	九六、二〇〇円	同右	八二、三〇〇円

種 類	構造	名	位置	規模 (平方メートル)	戸数(戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート (3号棟)	新宿区大久保3-13	34. 8	1	27, 900
改良	中層耐火	長延寺アパート (2号棟)	新宿区市谷長延寺町8	32.6	1	26, 200
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35. 5	1	30, 200
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	63. 4	1	45, 700
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート(5号棟)	江東区東陽1-39	36. 6	1	29, 800
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37. 8	1	30, 500
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート (10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36. 2	1	30, 500
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート (26号棟)	杉並区阿佐谷北3-33	35. 1	1	25, 800
改良	中層耐火	荒川八丁Hアパート (1号棟)	荒川区荒川8-19	33. 4	1	22, 900
改良	中層耐火	東和アパート (2号棟)	足立区東和2-6	32. 6	1	22, 100
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート(4号棟)	昭島市玉川町1-10	48. 1	1	26, 400

都

公

東 京

●東京都告示第九十八号

づき、駐車場の区画数を次のように変更する。 九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第

令和四年一月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

称 位 置 区画数

名

千代田区四番町六番 一七区画

車場 四番町第3アパート駐

ート駐車場 久我山一丁目第2アパ 久我山一丁目第3アパ 杉並区久我山一丁目 杉並区久我山一丁目 四七区画 一四区画

ト駐車場 弘道二丁目第3アパー ート駐車場 足立区弘道二丁目二 四四区画

国立北三丁目第2アパ の十二 国立市北三丁目七番 三一六区画

東京都告示第九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、 第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百二十九

次のとおり告示する。

令和四年一月三十一日

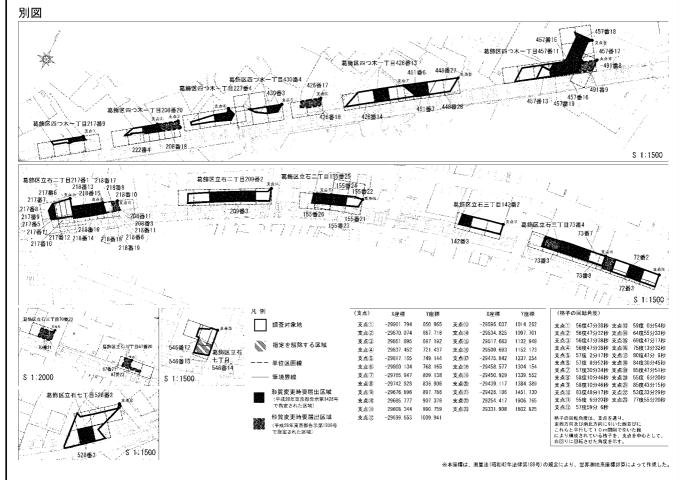
東京都知事 小 池 百 合子

指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区立石七丁

目地内)

三 定有害物質の種類 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去 砒素及びその化合物

九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十



ともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和四年一月三十一日

百八十九条の規定により、

当該通知の内容を掲示すると

について、当該通知の相手方の所在が不分明なため、

同

保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林 の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により ●東京都告示第百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第三十三

通知の

字ぼうず谷二一六〇

番 浦

西多摩郡奥多摩町留

田 千里 同番

四

同番五及び

同

字茂久保二二一七番二 西多摩郡奥多摩町留浦

清

||水彦三

奥多摩 役場

町

係る保安林の所在場所指定施業要件の変更に

通所

^西知の相手方 が不分明な

掲示場

所

保安林の

所在場所等

東京都知事

小

池

百

合 子

(--) 告示したので、 の保安林について、 森林法第三十三条の三において準用

産省告示第千七百五十一号のとおり。 変更後の指定施業要件については、 令和三年農林水

保安林の所在場所等

る同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。 指定施業要件を変更する旨を

西多摩郡奥多摩町留浦 武藤福藏

通知の要旨

(--)告示したので、森林法第三十三条の三において準用す 産省告示第千七百五十二号のとおり。 る同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。 変更後の指定施業要件については、令和三年農林水 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を

●東京都告示第百一号

報

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 の規定により、次の都道の供用を開始する。 その関係図面は、令和四年一月三十一日から起算して二 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項

東京都知事

東

令和四年一月三十一日

京

都

公

小 池

まで
ち同区大森西六丁目七十一番二地先

大田区大森西六丁目七十一番二地先

 \equiv 供用開始の概要 別図表示のとおり

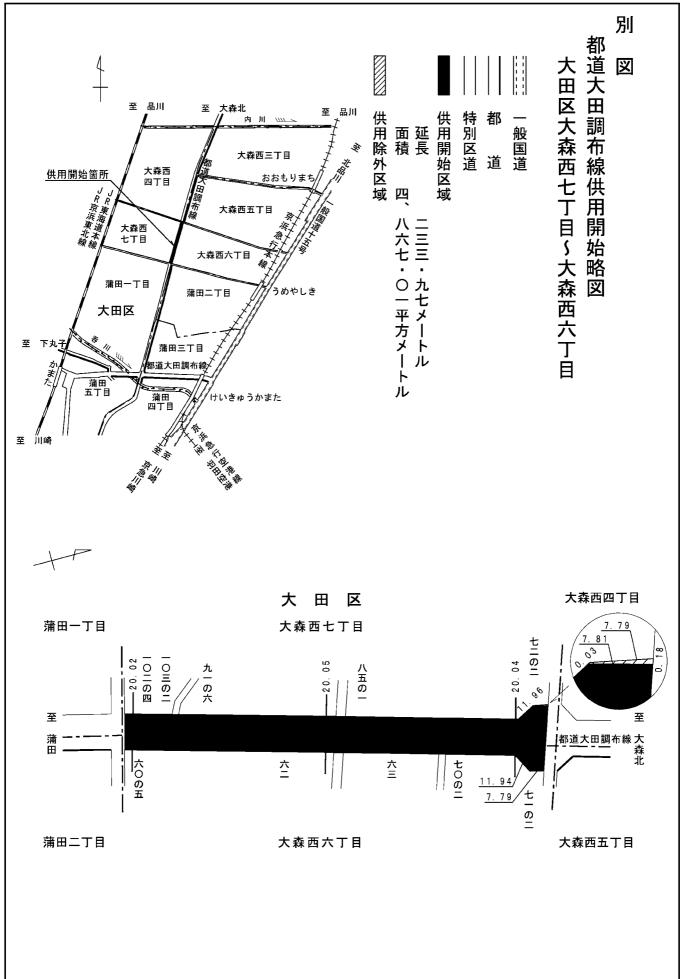
供用開始の期日 令和四年一月三十一日

四

供用開始の区間

路線名 大田調布

百 合子



令和四年二月一

日

五.

占用の制限の開始の期日

ける被害の拡大を防止するため

占用を制限することにより、災害が発生した場合にお

四

占用を制限する理由

当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり

いと認められる場合には、この限りでない。

●東京都告示第百二号

示する。 こととしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和四年一月三十一日 令和四年一月三十一日から起算して二

百 合子

東京都知事 小 池

東 京

り前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日よ

三

制限の対象とする占用物件

都

目七十一番二地先まで

公

占用を制限する区間

大田区大森西七丁目百二番四地先から同区大森西六丁

報

大田調布

路線名

第三十九号)第三条第一項の規定により、 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 電線共同溝を整 (平成七年法律

令和四年一月三十一日

東京都知事 小 池

百合子

路線名 都道稲城日野線

指定する区間 日野市落川千七十七番一地先から同市 三沢一丁目十四番十五地先まで

別図表示のとおり

三 指定の概要 ●東京都告示第百三号

備すべき道路を次のように指定する。



重点適正化区域

●東京都告示第百四号

令和四年三月一日から次のとおり指定する。 区域及び同条例第八条第一項に規定する重点適正化区域を 年東京都条例第九十八号)第七条第一項に規定する適正化 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例 (平成十四

令和四年一月三十一日

適正化区域

東京都知事

小 池 百 合

子

上流端 級河川利根川水系大場川 下 流端 六十番地先)中川への合流点 先) 埼玉県境 (葛飾区水元公園千六百五番地 (葛飾区西水元四丁目 (別図のとおり) 三百

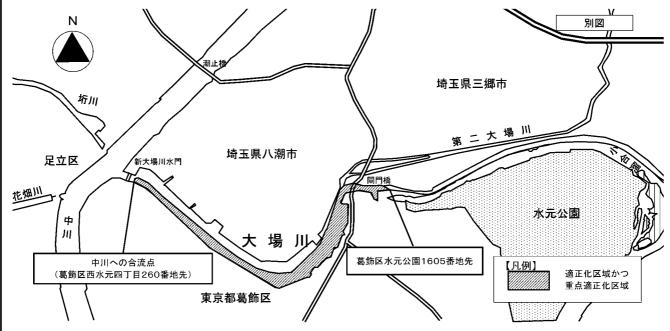
級河川利根川水系大場川 六十番地先)中川への合流点 先) 埼玉県境 (葛飾区水元公園千六百五番地 (葛飾区西水元四丁目) (別図のとおり) 三百

下

流端

上

流端



●東京都告示第百六号

東京都港湾管理条例

(平成十六年東京都条例第九十三

号、

23

用を中止した港湾施設について、次のとおり供用を再開す

完了した。

示第百三十九号及び平成二年東京都告示第千三百五号で供

昭和六十三年東京都告示第十三号、平成元年東京都告 第五条の規定により、昭和六十二年東京都告示第十九

第一 ●東京都告示第百五号

年三月一日から施行する。 又は放置してはならないものを次のとおり指定し、 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の四 項第二号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、 令和四

令和四年一月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

二級河川	一級河川荒川水系	一級河川荒川水系	一級河川荒川水系	一級河川利根川水系	一級河川利根川水系	一級河川利根川水系	一級河川利根川水系	水 系 名
築地川	新河岸川	亀島川	新芝川	大場川	新中川	綾瀬川	旧江戸川	河 川 名
船舶	船舶	船舶	船舶	船舶	船舶	船舶	船舶	らないものて、又は放置してはな河川区域内の土地に捨
三	=	<u>:</u>	_			よ	国	<u> </u>

令和四年一月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

十三号地 ふ頭岸壁 ○九・○○メー ートルのうち二 七五〇・〇〇メ 港区台場 一丁目 所在地 月一日 令和四年二 再開年月日

岸壁 種類

告

トル

公

国土調査の成果の認証について

国土調査の成果として認証したので、 二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき 日 の出町における国土調査の成果を、 次のとおり公告する。 同条第四項の規定に 国土調査法 (昭和

令和四年一月三十一日

東京都知事 小 池 百 合

子

調査を行った者 日の出町

調査を行った期 成果の名称 令和元年七月から同年十一月まで 日の出町(大字大久野の一部)

五. 認証年月日 令和三年七月九日

兀

調査を行った地

西多摩郡日の出町大字大久野の一部

籍図及び地籍簿

の地

同番四十八 七番三の一部、

東久留米市幸町一丁目千九十

同番十一及び

四 号

東久留米市本町二丁目七番

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和四年一月三十 |

Н

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

東京都多摩建築指導事務所長

勉

国分寺市東恋ケ窪六丁目十七

住所及び氏名許可を受けた者の

番一及び同番七十二から同番 杉並区宮前一丁目十五番十 株式会社ホーク・ワン 代表取締役 菊池 健太

七十八まで

開発行為に関する工事の完了について

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和四年一月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に

浅

井

勉

許可を受けた者の

含まれる地域の名称 住所及び氏名

横山

開発行為に関する工事の完了について

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和四年一月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

井

浅

勉

講習の区分

 ω

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称

番二の一部及び同番二地先東村山市久米川町三丁目十八

住所及び氏名

武蔵野市吉祥寺北町一丁目 二十九番一号

兼六土地建物株式会社 代表取締役 鍵市 佳克

令和3年度防火管理講習及び防災管理講習の

実施について

号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第 号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第1

令和 4 年 1 月 31 日

東京消防庁

滥 ¥ 洋

消防総監 X

る講習(以下「防火・防災管理再講習」という。) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施

各講習の実施場所及び実施日

2

<u>=</u> 実施場所

東京消防庁消防技術試驗講習場

千代田区外神田四丁目14番4号

2 実施日

令和4年3月 羅 교정 1 H 9 実 \sim 插 Ш 4 H

- 受講申請の受付場所、 受付時間及び受付期間
- <u>-</u> 受付場所

格内 (稲城市及び島しょ地域を除く。) の各消防署、

2

消防分署及び消防出張所

受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

3 受付期間

午後3時まで) 期間の最終日が休日の場合は、直前の休日以外の日の 日(以下「休日」という。)を除く。各講習日の受付 関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休 各講習開始日の前日午後3時まで(東京都の休日に

締め切るものとする。 なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、

- 問合せ先
- 消防分署及び消防出張所 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署
- 2 3255 - 2945東京消防庁予防部防火管理課試驗講習係(電話03-
- やの句

受講申請用の書類は、 受付場所で配布する

77 令和3年度危険物取扱者保安講習の実施につ

危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。 消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する

令和4年1月31日

東京都知事 ÷ 治 퍼 4

- 講習区分及び受講対象者
- Ξ 講習区分

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84

の危険物施設 以下「石災法」 という。)に規定する特定事業所

2 受講対象者

作業に従事している危険物取扱者又は同事業所に勤務 する危険物取扱者で受講を希望する者 石災法に規定する特定事業所において危険物の取扱

講習の実施日時及び実施場所

2

<u>1</u>

実施日時

₩ ₩ 令和4年3月9日(水曜日)午後1時から午後5時

実施場所

2

東京消防庁蒲田消防署

大田区蒲田本町二丁目28番1号

- 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所
- Ξ 受付期間

曜日)まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第10号)に定める休日を除く。 令和4年2月1日(火曜日)から同年2月28日(月 なお、講習の受講申請者が定員に達した場合は、 維

2 受付時間

め切るものとする。

午前8時30分から午後4時30分まで

3 受付場所

消防分署及び消防出張所 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署

- 問合せ先
- <u>1</u> 消防分署及び消防出張所 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署

東京消防庁消防技術試驗講習場 危険物取扱者保安講習の実施場所、

千代田区外神田四丁目14番4号

令和4年4月

18 H

嶣

兡 Ш

回角 回年 令和5 回年 回年 回年

3月 2月

6 Н

1 日

令和4年5月

16日

第1

箈

畄

取

获

严

11月

10日

10月 6月

28 H $27\,\mathrm{H}$

年1月

21 H

25

第2

」

造取

所所

般

获

回年 同年

11月

10月

9 H

令和5年2月

 $12\,\mathrm{H}$ $21\,\mathrm{H}$

2 40年 3255-2945) 受講申請書は、各受付場所で配布する。 東京消防庁予防部防火管理課試驗講習係(電話03-

備士講習の実施について 令和 4 年度危険物取扱者保安講習及び消防設

設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。 危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防 消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する

令和4年1月31日

東京都知事 小

沲

区分及び実施日

百合子 2 消防設備土講習の実施場所、区分及び実施日

千代田区外神田四丁目14番4号 東京消防庁消防技術試驗講習場

	分	実 施 令和4年6月	В В	
特殊消防用設備等	甲種特類	同年 7月 令和5年1月	19 H 30 H	
		令和4年5月	12日	
		同年 6月	20日	
	第2つ	同年 7月	28日	
≟) L	中種第2類	同年 10月	6 Н	
五人及温	乙種第1類	同年 11月	1 H	
	光第78	同年 12月	1 Н	15Н
		令和5年1月	19日	
		同年 2月	20日	
		令和4年5月	9 П	26日
		同年 6月	В В	23日

第 5	第 4	第3
屋舖屋販购。	地下を働を	国 外 タ 内 選 送 移
野り野取り	\(\cdot \)	ンンタクク
揻 蛄 槭 酥 所 所 所 所 所	把	野
令和 4 年 6 月 同年 12月	令和 4 年 5 月 同年 7 月 同年 11 月 同年 11 月	令和5年3月
16 H 19 H	30 H 9 H 28 H 13 H	20 H

				産・									数百		
				難消									载		
				於火									弘政		
			;	備器									畫		
			乙種第6類	50	甲種第5類							乙種第7類	- 神第 4 類 - 7 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第	甲種第4類	
同年	同年	令和5年	同年	同年	同年	同年	同年	令和4年5	同年	同年	令和5年1	同年	同年	同年	同年
3 Д	2月	1月	12月	11月	10月	7月	6月	≗5月	3月	2月	主1月	12月	11 Д	10月	7月
9 Н	16日	10日	4 H	14 П	24 H	7 H	1 Н	19 H	1 Н	9 Н	13 Н	10日	7 H	3 Н	1 Н
						22 H	14 🖽		16 H	24 H	25 H	26 H	24日	13 H	13 H

受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

ω

受付場所

消防分署及び消防出張所 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署

2

受付時間

3

受付期間

午前8時30分から午後4時30分まで

例第10号)に定める休日(以下「休日」という。)を まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条 令和4年2月1日 (火曜日) から各講習日の7日前

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、 締め切るものとする。

- 問合せ分
- (1) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、 消防分署及び消防出張所

2

- (2) 東京消防庁予防部防火管理課試驗講習係(電話03-3255-2945)
- 5 ペの街

受講申請用の書類は、受付場所で配布する。

令和 4 年度自衛消防技術試験の実施について 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第62条の 4 の規定により、自衛消防技術試験を次のとおり行う。 令和 4 年 1 月31日

東京消防庁

消防総監 清 水 洋

X

- 試験の実施場所及び実施日
- (1) 東京消防庁消防技術試驗講習場 千代田区外神田四丁目14番4号

同年	同年	同年	同年	令和 4	
10月	7月	6月	5月	令和4年4月	試験
7 H	8 П	10 Н	13Н	14日	の実
21 ⊞	23 ⊞	24日	27 H	28日	施日
29 ⊞	29日				

同年	同年	令和5	同年	同年
3 月	2月	年1月	12月	11月
3 П	4 H	14日	2 П	11 П
17 H	17 Н	20 H	9 Н	18Н
24日			16日	

東京消防庁立川都民防災教育センター 立川市泉町1156番地の1

同年	令和5	同年	同年	同年	同年	同年	同年	同年	同年	令和 4	
2月	年1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	年4月	試験
В В	25 H	21日	26日	12 Н	10 Н	3 П	13 Н	15 П	18 П	23 H	の実
22 ⊞					21日	24 ⊞					施日
					28日	31 Н					
	2月 8日	5年1月 25日 2月 8日	12月 21日 5年1月 25日 2月 8日	11月 26日 12月 21日 5年1月 25日 2月 8日	10月 12日 11月 26日 12月 21日 5年1月 25日 2月 8日	9月 10日 21日 10月 12日 11月 26日 12月 21日 5年1月 25日 2月 8日 22日	8月 3日 24日 9月 10日 21日 10月 12日 11月 26日 12月 21日 5年1月 25日 2月 8日 22日	7月 13日 8月 3日 24日 9月 10日 21日 10月 12日 11月 26日 12月 21日 5年1月 25日 2月 8日 22日	6月 15日 7月 13日 8月 3日 9月 10日 21日 10月 12日 11月 26日 12月 21日 5年1月 25日 2月 8日 22日	5月 18日 6月 15日 7月 13日 8月 3日 24日 9月 10日 21日 10月 12日 21日 11月 26日 21日 12月 21日 21日 5年1月 25日 22日	4年4月 23日 5月 18日 6月 15日 7月 13日 8月 3日 24日 9月 10日 21日 10月 12日 21日 11月 26日 21日 5年1月 25日 22日 2月 8日 22日

受験申請の受付場所、受付時間及び受付期間

0

(1) 受付場所

都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署 消防分署及び消防出張所

(2) 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 受付期間

令和4年2月1日(火曜日)から各試験日の5日前まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。各試験日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで)

なお、各試験の受験申請者が定員に達した場合は、 締め切るものとする。

問合せ先

ယ

- (1) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署 消防分署及び消防出張所
- (2) 東京消防庁予防部防火管理課試驗講習係(電話03-3255-2945)
- 4の街

受験申請用の書類は、受付場所で配布する。

令和4年度防火管理講習及び防災管理講習の 実施について

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第2号イに規定する乙種防火管理講習並びに同令第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。

令和4年1月31日

東京消防庁

消防総監 清 水 洋 文

講習の区分

甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて 実施する講習(以下「防火・防災管理新規講習」とい

27	令和4	年1月3	31日(月	曜日)		J	東京	都	公 報					(第	17507	号)
												٧ +	1	防火管	火管理 (以下	う 。)
	-	回年				同年			令和4年4月			千代田区外神田四丁目14番 4 号 防火・防災管理新規講習	東京消防庁消防技術試験講習場	防火管理再講習	火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習 (以下「防火・防災管理再講習」という。)並びに甲種	、防災管
		6 Д				5 Д			€4月		華	神田四災管理	消防技	松地群	び防災 防災管	理新規
29 📙	22 H 23 H	11 H 12 H	3 🖽	28 H 29 H	21 H 22 H	14 H 15 H	8 H		9 H 10 H	6 H		丁目14番新規講習	で 犬‰口 術試験講	本年17年本日	管理再講 理再講習	防災管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防
	25 H 26 H	13 H 14 H	6 H 7 H	30 H 31 H	23 H 24 H	16 H 17 H	9 H 10 H	26 H 27 H	11 H 12 H	7 H		··· 4 号	習場		圏を年せ」という	種防火管
	27 H 28 H	16 H	8 H H		24 H 25 H	17 H 18 H	10 H	I	12 H 13 H	8 H					- て実施す 。) 並ひ	理講習、
	28 H 29 H	20 H 21 H	8 H		25 H 26 H	18H 19H	11 H 12 H	I	18H 19H	9 H					- る講習	甲種防
			同年			同年			<u>=</u> +	回 介			- -	回 在		
	12月 1 1 1 1 1					11月			1001	10 H				7 H		
11	5 H	18 H 19 H	12 H 13 H	3 H 4 H	21 H 22 H	12 H 13 H	1 H 2 H	26 H 27 H	18 H 19 H	8 H 9 H	1 H 2 H	26 H 27 H	19 H 20 H	9 П 10 П	1 H 2 H	30 H
12Н	6 Н 7 Н	26 H 27 H	13 H 14 H	5 H	25 H 26 H	14 H 15 H	7 H 8 H		19日 20日	11 H 12 H	3 H 4 H	27 H 28 H	20 H 21 H	11 H 12 H	5 H	
16 H	7 H 8 H	27 H 28 H	14 H 15 H	6 H 7 H	28 H 29 H	15 H 16 H	8 H 9 H		24 H 25 H	12 H 13 H	4 H 5 H		21 H 22 H	12 H 13 H	5 H	
17Н	10 H 11 H		17 H 18 H	10 H 11 H	29 H 30 H	16 H 17 H	9 ⊞ 10 ⊞		25 H 26 H	17 H 18 H	5 H 6 H		25 H 26 H	14 H 15 H	6 ⊞ 7 ⊞	
			ゥ													
	令和 2	무반	同年乙種防	同 年 言	今 番	防災管	なおが		同年			同年			7 2 1	
	令和 4 年 4 月 同年 5 月	講習の実施	同年 7月	6月	講習の	。 防災管理新規講習	上記講習は、		3月			2月			+	会和5年1月
	21 H 23 H	6日	4 日	17 Н	講習の実施日	松口		22 H 23 H	13 H 14 H	1 H 2 H	18 П 19 П	11 H 12 H	2 3 II	28 H 29 H	18 H 19 H	12 Н
	'		24 🖽				それぞれ21	27 H 28 H	14 H 15 H	6 Н 7 Н	24 H 25 H	13 H 14 H	6 Н 7 Н	30 H 31 H	23 H 24 H	13 Н
							日間にわたって行	28 H 29 H	15 H 16 H	7日 8日	25 H 26 H	14 H 15 H	7 H 8 H		24 H 25 H	17日
							たって行		18 H 19 H	8 H 9 H	27 H 28 H	15 H 16 H	8 H 9 H		26 H 27 H	18 Н

令和5

年

16 H 1 日

同年 同年 同年

12月 11月

> **4** 日 14 H 10日

同年 同年

3月 2月

 $19\,\mathrm{H}$

1 H

同年 同年 同年

12月 10月 7月

19 H

28 H 3 H

令和5

年1月

 $21\,\mathrm{H}$

同年

7月 10月

$\overline{}$		

2

東京消防庁立川都民防災教育センター

甲種防火管理再講習

令和4年5月

20 H

9

5 В

12 H 13 H

17 H 18 H

26 H 27 H

同年

12月

9

Ш

令和4年9月

9

講習の実施日

講習の実施日

4

Н

]	ব্র
	步火
	•
	经
	湾
	理用
	驷

講留の	講習の実施日	
令和4年6月	15 ⊞	
同年 10月	14日	
同年 11月	30 ⊞	
同年 12月	8 П	
令和5年1月	23 ⊞	31 ⊞
同年 2月	20日	
同年 3月	18日	22 H

同年

Д

2 _□

5 В

11 H 12 H

16 H 17 H

同年

3月

4 0

шш

7 6 шш

13 H 14 H

18 H 19 H

27 H 28 H

19 H 20 H

25 H 26 H

同年

6

шш

7 6 шш

13 H 14 H

20 H 21 H

回年

2 Д

7 6

 \square

13 H 14 H

18 H 19 H

20 H 21 H

25 H 26 H

27 H 28 H

27 H 28 H

同年 同年

3月 2月

20 H

回年

5

令和5年1月

∞ **√**

 \square

10 H 11 H

16 H 17 H

23 H 24 H

28 H 29 H

30 H 31 H

· 理再講習

防火·防災管理新規講習

立川市泉町1156番地の1

] }	令和4年4月	華
9 H 10 H	5 H	圏の
14 H 15 H	11 H 12 H	実 施
16 ⊞ 17 ⊞	18 H 19 H	Ш
23 H 24 H	25 H 26 H	

回年

12月

6 5

 \square

13 H 14 H

17 H 18 H

19 H 20 H

21 H 22 H

28 H 29 H

26 H 27 H

同年

 ∞

6 H 7 H

9 8

 \square

15 H 16 H

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行

20 H 21 H

22 H 23 H

29 H 30 H

+	可介			<u>-</u>	回介	
[/11	11 🖽			107	10日	
	2 ⊞	1	25 H	24 🖽	2日	1 🗏
	8日	7 H	29日	28日	4 H	3 ⊟
	15 H	14日			9 П	8 П
	20日	19 H			19日	18日

防災管理新規講習

令和5年3月

10日

か

講習の実施	E H
令和4年4月	6 П
同年 5月	28 H

		1446	〇種防火管埋講省
--	--	------	--------------

同年

6月

 $24\,\mathrm{H}$

 $27\,\mathrm{H}$

Y		3
· 防火·防災管理新規講習	墨田区横川四丁目6番6号	東京消防庁本所都民防災教育センター

イ 防災管理新規講習

Н 同年 同年 同年 同年 同年 令和5年2月

防火・防災管理再講習

11月

 $25\,\mathrm{H}$

9月 8月 7月

27 H

12月

 $15\,\mathrm{H}$ $12\,\mathrm{H}$

亘

回

Ţ

乙種防火管理講習

令和4年4月

 ∞

講習の実施日

令和5年1月

17 H 13 H 12日

同年 同年

10月 7月 令和4年4月

19日

講習の実施日

回

企

令和4年5月 13日 同年 10月 5日 同年 11月 11日 同年 12月 2日 令和5年1月 27日 同年 2月 10日 同年 3月 1日	講習の実施日	Įį H
10月 11月 12月 5年1月 2月 3月	令和4年5月	13∃
11月 12月 5年1月 2月 3月		5 Н
12月 5年1月 2月 3月		11 Н
5年1月 2月 3月		$2\ \mathrm{H}$
2月 3月	令和5年1月	27 ⊞
3月		10日
		1

픠

甲種防火管理再講習

4

同年	令和5年1月	同年	同年	令和4年4月	講
3月	年1月	10月	7月	年4月	講習の実施日
24日	13 ⊞	14 ⊞	22 H	27 ⊞	H H

耳 回 13 H

同年

19 H 28 H $25\,\mathrm{H}$

2 Ш 令和4年4月

なお、上記講習は、それぞれ2日間にわたって行

同年 同年 同年 同年

12月 11月 10月 8月

年1月 3月

> 10日 16 H **4** ∃

4 甲種防火管理再講習

和5年1月	年 12月	年 11月	年 10月	年 9月		年 8月		年 7)	年 6)	年 5)	和4年4月	Huli
ш.		ш.	ш.	٦	<u> </u>	ا ا		Я	月	月		華
12 H	9	10 H 11 H	61	26 H 27 H	5 I	22 H 23 H	5 4	8 7	9 I 10 I	12 H 13 H	11 H 12 H	凾
т Ш	шш	шш	шш	шш	П	шш	шш	шш	П	шш	шш	9
					8 H 9 H	25 H 26 H	8 H 9 H					実
												施
					12 H 13 H	29 H 30 H	12 H 13 H					ш
					15 H 16 H		15 H 16 H					

回

耳

講習の実施日

H						
防火・防災管理再講習	令和5年1月	同年	同年	同年	同年	同年
5災管理	年1月	12月	10月	9月	7月	6月
再講習	24 🖽	6 Н	21 H	2 П	29 ⊞	7 H

受付期間

排							
世間子での罪中籍を	同年	令和5年1月	同年	同年	同年	令和4年6月	講
岩南中名	3月	年1月	12月	11月	9月	年6月	講習の実施日
4 田村中国	6 П	16日	5 П	25 ⊞	29 ⊞	17 ⊞	
三 云							

受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間

ယ <u>1</u>

受付場所

消防分署及び消防出張所

都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、

2

受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

いう。)を除く。各講習日の受付期間の最終日が休日 の場合は、直前の休日以外の日の午後3時まで) 年東京都条例第10号)に定める休日(以下「休日」と 日午後3時まで(東京都の休日に関する条例(平成元 令和4年2月1日 (火曜日) から各講習開始日の前

なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、

締め辺るものとする。

問合せ先

(1) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試驗講習係(電話03-

3255-2945)

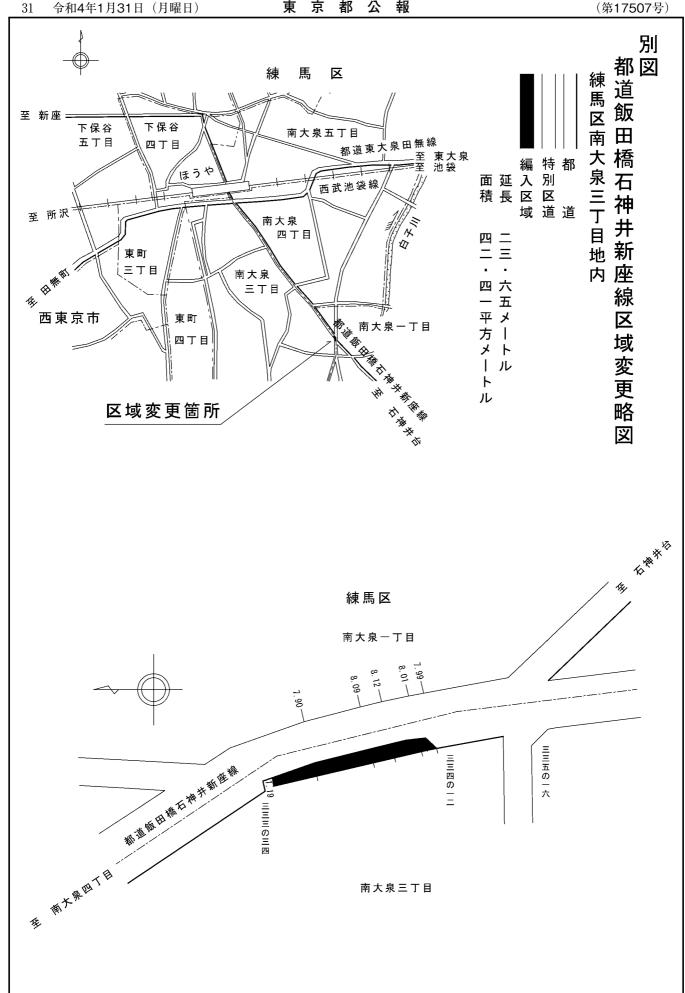
消防分署及び消防出張所

ゆの街

○平成二十四年三月十六日付東京都告示第四百七十二号

十ページの別図を次のように訂正する。

正 誤 受講申請用の書類は、受付場所で配布する。



_	(第17507号)	東	京	都	公	報	令和4年1月31日(月曜日)	32
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 解163								
老 京 不								
○ 新								
三宿口								
五 量								
三新京								
_ _								
一 目								
一 八 一 番								
色 型								
一万 郁								
郵便留方 [63−8001								
定 価								
一本								
箇 号 ┃ (月								
郵								
を六ー								
雪 市 勝								
老京								
○ 都 美 ○ 文								
三喜印								
三八 5 刷								
こ 丁 休								
三 呈 式								
(解送科を含む。)□「電話(○三(三八一二)五二○一(代))解10百円 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 九○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号001年								
代 七 十								
 郵便悉是								
113-0001								
<u> </u>								
FSC ミックス 紙 FSC* C006270								
ニックス 紙								
FSC* C006270								